

# 第5章

## 計画の推進と進行管理



## 第5章 計画の推進と進行管理

### 第1節 推進体制

本計画の望ましい環境像“豊かな自然と調和した環境にやさしいまち”の実現に向け、効率的に計画を推進していくため市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが行動し、連携していくことが必要です。

そのため、本市の環境に関する施策の総合的な調整と適正な進行管理を効果的に実施します。

#### 1-1 推進組織

##### (1) 庁内の推進体制

###### ● 環境推進委員会

本計画を総合的・計画的に推進するための全庁的な組織である環境推進委員会により、本計画に掲げられた環境の保全に関する施策の効果的な推進及び総合的な調整を図ります。

###### ● 環境推進部会

本計画に掲げられた環境の保全に関する施策や市の取組を効果的かつ円滑に推進・実行していくための環境推進部会を環境推進委員会の下部組織として設置し、関係各課を中心に計画を推進します。

##### (2) 環境市民会議

市民・事業者・市で構成する常陸大宮市環境市民会議は、環境基本計画の推進への協力、環境保全活動や環境教育・環境学習への支援、市民団体の連携、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

##### (3) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、関係団体代表者などからなる環境審議会において、本計画の進捗状況について点検すると共に、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針などについての提言を行います。

## 1-2 推進体制

### (1) 各種計画との連携

本計画は、本市における環境施策に関するマスタープランであり、本市の他の計画の策定に当たっては、本計画との整合を図るものとします。また、相互に密接な連携を図り施策や取組を進め、必要に応じ見直すものとします。

### (2) 国・県・近隣市町との連携

廃棄物対策や地球温暖化問題をはじめ、生物多様性など、複雑化・多様化・広域化する環境課題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難です。このため、広域的な視点に立って、国や県、近隣市町などとの連携を図り、効果的な施策を展開します。

### (3) 環境に関する情報の集積・提供

今日の複雑化、多様化する環境問題に適切に対応していくためには、その基礎となる情報の集積が必要です。環境に関する情報を広く収集・整理し、市民等に提供していくことは、市民との協働により本計画を推進していくうえで必要不可欠です。

そのため、国や県、関係機関などとの連携を図り、情報の収集と蓄積に努めます。収集・整理した環境情報を生かし、広報や市のホームページなどを用いて市民等への情報提供を進めます。

### (4) 財政的措置

本計画の施策を安定的、継続的に進めていくため、財政的措置を図るとともに、市民・市民団体・事業者・市が一体となって必要な財源の確保に努めます。また、費用負担のあり方などについて検討を進めます。



環境市民会議

## 第2節 進行管理

本計画は、3年毎の実施計画を策定し、毎年進行管理を図ります。

市民・市民団体・事業者・市の協働によって本計画を推進するとともに、本計画に基づく施策等の進捗状況や環境の状況について定期的に点検し、環境審議会に報告します。環境審議会は、公正な立場から本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針について提言します。

環境審議会の提言を踏まえ、年次実績報告書を作成し、広報及び市のホームページにおいて公表し広く市民や事業者の意見を求めます。それらの意見を翌年度以降の個別施策や取組に反映させ計画をより実効性のあるものとします。

